協議４号

長野市立学校職員等の旅費に関する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事　　項	説　　明
１　改正の理由	長野市立学校職員等の旅費に関する条例の全部改正により、改正後の長野市立学校職員等の旅費に関する条例を施行するため必要な事項を定めることに伴い、長野市立学校職員等の旅費に関する規則の全部を改正するもの
２　規則（案）の内容	主な内容は、次のとおり (1) 退職者等の旅費について定める（第４条関係）。 (2) 遺族の旅費について定める（第５条関係）。 (3) 旅行変更等の場合における旅費について定める（第６条関係）。 (4) 旅費喪失の場合における旅費について定める（第７条関係）。 (5) 旅行命令等の提示について定める（第８条関係）。 (6) 旅費の請求内容の確認ついて定める（第10条関係）。 (7) 旅費の精算に係る期間について定める（第11条関係）。 (8) 自家用車を利用する移動に係る交通費の額は、四輪の自動車を利用する場合にあっては走行距離１キロメートルにつき30円、四輪の自動車以外を利用する場合にあっては走行距離１キロメートルにつき10円とするものと定める（第16条関係）。 (9) 学校職員の宿泊料基準額を別紙規則（案）のように定める（第17条関係）。 (10)食卓料の額は、１夜につき 2,200円の定額とするものと定める（第18条関係）。 (11)移転料の算定方法等について定める（第19条関係）。 (12)着後手当の額について定める（第20条関係）。 (13)移転雑費の額は、２万円の定額とするものと定める（第21条関係）。 (14)旅費と通勤手当との調整ついて定める（第22条関係）。 (15)長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正（附則第２項関係）
３　施行期日	令和８年４月１日から施行する。
４　審議状況	(1) 総務部総務課との協議　　３月１８日 (2) 教育委員会法規審査会の決定　　月　　日

長野市立学校職員等の旅費に関する規則（案）

長野市立学校職員等の旅費に関する規則（昭和41年長野市教育委員会規則第７号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この規則は、長野市立学校職員等の旅費に関する条例（令和８年長野市条例第　号。以下「旅費条例」という。）の規定に基づき、旅費条例を施行するため必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、旅費条例で使用する用語の例による。

（旅行役務提供者等）

第３条　旅費条例第２条第８号の教育委員会が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 旅行業法（昭和27年法律第 239号）第６条の４第１項に規定する旅行業者

(2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第１項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第４条に規定する軌道経営者

(3) 海上運送法（昭和24年法律第 187号）第23条の３第２項に規定する船舶運航事業者

(4) 航空法（昭和27年法律第 231号）第２条第18項に規定する航空運送事業を経営する者

(5) 道路運送法（昭和26年法律第 183号）第９条第７項第３号に規定する一般旅客自動車運送事業者

(6) 旅館業法（昭和23年法律第 138号）第２条第１項に規定する旅館業を営む者

(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第７条第１項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第１項に規定する貨物利用運送事業者

(8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

(9) 割賦販売法（昭和36年法律第 159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（本市との契約によりカード等（同法第２条第３項第１号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

２　旅費条例第２条第８号に規定する教育委員会が定めるものは、役務及びカード等とする。

（退職者等の旅費）

第４条　旅費条例第３条第２項第１号の規定により支給する旅費は、退職、免職、失職又は休職（以下この項及び次項において「退職等」という。）の日の翌日から３月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じて計算した退職等の日にいた地から旧在勤地までの職員相当の旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じて計算した退職等の日にいた地から新在勤地までの職員相当の旅費

2　前項第２号の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同号に規定する旅費に、移転料のうち家族の転居に要する費用及び家族移転料に相当するものを加えるものとする。

3　旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第１項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第５条　旅費条例第３条第２項第２号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じて計算した遺族の居住地から死亡地までの往復に要する職員相当の旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じて計算した死亡地から新居住地までの職員相当の旅費

2　旅費条例第３条第２項第３号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて計算した遺族の居住地から帰住地までの職員相当の旅費（宿泊料及び包括宿泊費を除く。）とする。

3　遺族が前２項に規定する旅費の支給を受ける順位は、旅費条例第２条第７号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（旅行変更等の場合における旅費）

第６条　旅費条例第３条第４項に規定する教育委員会が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 旅費条例第３条第２項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 旅費条例第３条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第４条第２項並びに旅費条例第16条及び第19条に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2　旅費条例第３条第４項に規定する教育委員会が定める基準は、次に掲げるところによる。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転料のうちこれらに相当する部分を含む。）については、旅費条例第８条第１項各号、第９条第１項各号、第10条第１項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び旅費条例第５条の規定により計算した額と現に支払った額で、所要の払戻し手続を執ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続を執ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊料、包括宿泊費、移転料、着後手当（食卓料に相当する部分を除く。）及び家族移転料（食卓料に相当する部分を除く。）については、当該各種目につい

て旅費条例第５条、第12条、第13条、第16条、第17条及び第19条第１項の規定により計算した額と現に支払った額で、所要の払戻し手続を執ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続を執ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前２号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

（旅費喪失の場合における旅費）

第７条　旅費条例第３条第５項に規定する教育委員会が定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 旅費条例第３条第５項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前条第１項第２号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の交通機関の事故又は天災その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

２　旅費条例第３条第５項に規定する教育委員会が定める基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため旅費条例の規定に基づき支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額

（旅行命令等の提示）

第８条　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

２　前項に規定する旅行命令簿等には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 職員の職及び氏名（外国旅行の場合にあっては、これらの事項のほか、職務の級）

(2) 旅行用件、旅行目的地及び発着地

(3) 旅行期間、日数及び泊数

(4) 旅費額

（旅行命令等に従わない旅行）

第９条　旅行者が、旅行命令等の変更を申請する場合には、あらかじめ旅行命令権者にその申請をしなければならない。

２　旅行者が、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者にその

申請をしなければならない。

３　前２項の規定により旅行者が旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。ただし、旅行命令権者がその提出を要しないと認める場合においては、この限りでない。

（旅費の請求内容の確認）

第10条　旅行命令権者及び支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者が旅費条例第６条第１項に規定する請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

２　前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出者等は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（旅費の精算に係る期間）

第11条　旅費条例第６条第２項に規定する教育委員会が定める期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して５日間とする。

２　旅費条例第６条第３項に規定する教育委員会が定める期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、精算による過払金の返納の告知のあった日の翌日から起算して２週間とする。

（給与の種類）

第12条　旅費条例第６条第４項及び第24条第２項の教育委員会が定める給与の種類は、長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）に規定する給料、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

（鉄道賃に係る鉄道）

第13条　旅費条例第８条第１項に規定する教育委員会が定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法第１条第１項に規定する軌道に類するもの

（船賃に係る船舶）

第14条　旅費条例第９条第１項に規定する教育委員会が定めるものは、海上運送法第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

（航空賃に係る航空機）

第15条　旅費条例第10条第１項に規定する教育委員会が定めるものは、航空法第２条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

（自家用車を利用する移動に要する費用）

第16条　旅費条例第11条に規定する教育委員会が定める額は、走行距離１キロメートルにつき30円とする。ただし、四輪の自動車以外を利用する場合にあっては、走行距離１キロメートルにつき10円とする。

２　前項に規定する走行距離に１キロメートル未満の端数を生じたときは、その端数

は切り捨てる。

（宿泊料基準額等）

第17条　旅費条例第12条に規定する教育委員会が定める額は、宿泊施設が所在する都道府県の区分に応じて、１泊につき別表第１に定める額とする。

２　旅費条例第12条ただし書に規定する教育委員会が定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊料基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 宿泊を伴う会議、講習会等において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 児童又は生徒の修学旅行等の旅行に付添い又は引率をし、宿泊施設において行動を共にするため、児童又は生徒と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障があるとき。

(3) 児童又は生徒の宿泊を伴う旅行に付添い又は引率をし、児童若しくは生徒の安全の確保又は緊急時における迅速な対応のため、児童又は生徒の宿泊する宿泊施設の近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障があるとき。

(4) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

（食卓料の額）

第18条　旅費条例第14条第１項に規定する教育委員会が定める額は、１夜につき2,200円の定額による。

（移転料の算定方法等）

第19条　旅費条例第16条第１項に規定する教育委員会が定める方法は、次に掲げる方法とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、旧居住地から新居住地までの距離の区分に応じて、別表第２に定める額を移転料の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が、当該定める額を超えるときは、複数の運送業者の見積りの中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を移転料の額とする方法とする。

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を移転料の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用車若しくは道路運送法第80条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、旧居住地から新居住地までの距離の区分に応じて、別表第２に定める額を移転料の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第１号ただし書の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額が別表第２に定める額を超えるときに限り、当該算定した額を移転料の額とする方法とする。

２　前項の規定による算定に当たっては、旅費条例の規定により他の種目として支給を受ける費用及び教育委員会が別に定める費用を除くものとする。

３　職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前２項の規定により算定した移転料の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後手当の額）

第20条　旅費条例第17条第１号に規定する教育委員会が定める額は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受ける際に現に支払った額（家賃又は敷金に相当するものを除く。）とする。ただし、１月当たりの家賃が５万 2,000円を超える場合にあっては、５万 2,000円に、当該借り受ける際に現に支払った額を１月当たりの家賃で除して得た数値を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（移転雑費の額）

第21条　旅費条例第18条に規定する教育委員会が定める額は、２万円の定額による。

（通勤手当との調整）

第22条　旅行者が長野市立学校職員の給与に関する条例第12条の３に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（年度経過等による区分）

第23条　移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転料のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

（補則）

第24条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正）

２　長野市立学校職員の給与に関する規則（昭和41年長野市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第14条第３項の表第23条第２項の項中「昭和41年長野市条例第27号」を「令和７年長野市条例第46号」に、「昭和41年長野市条例第97号」を「令和８年長野市条例第　号」に改める。

別表第１（第17条関係）

都道府県	額
	円
北海道	15,000

青森県	12,000
岩手県	10,000
宮城県	12,000
秋田県	11,000
山形県	10,000
福島県	9,000
茨城県	11,000
栃木県	11,000
群馬県	12,000
埼玉県	16,000
千葉県	17,000
東京都	21,000
神奈川県	16,000
新潟県	16,000
富山県	11,000
石川県	10,000
福井県	10,000
山梨県	13,000
長野県	13,000
岐阜県	13,000
静岡県	12,000
愛知県	12,000
三重県	12,000
滋賀県	11,000
京都府	20,000
大阪府	16,000
兵庫県	17,000
奈良県	12,000
和歌山県	11,000
鳥取県	9,000
島根県	12,000
岡山県	14,000
広島県	14,000
山口県	9,000
徳島県	10,000
香川県	15,000
愛媛県	12,000
高知県	12,000

福岡県	17,000
佐賀県	11,000
長崎県	13,000
熊本県	14,000
大分県	11,000
宮崎県	11,000
鹿児島県	11,000
沖縄県	12,000

別表第２（第19条関係）

距離	額
	円
50キロメートル未満	107,000
50キロメートル以上 100キロメートル未満	123,000
100キロメートル以上 300キロメートル未満	152,000
300キロメートル以上 500キロメートル未満	187,000
500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	248,000
1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	261,000
1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	279,000
2,000キロメートル以上	324,000

長野市立学校職員の給与に関する規則　新旧対照表【附則第２項関係】

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
○長野市立学校職員の給与に関する規則
昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第６号
（会計年度任用学校職員に係る長野市立学校職員の給与に関する条例等の規定の適用についての技術的読替え）
第14条　略
２　略
３　条例第18条の５第２項の規定による会計年度任用職員給与条例の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><th>読み替える会計年度任用職員給与条例の規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr>
<tr><td>第22条第１項</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第23条第２項</td><td>長野市職員等の旅費支給条例（令和７年長野市条例第46号）</td><td>長野市立学校職員等の旅費に関する条例（令和８年長野市条例第　号）</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td><td>
○長野市立学校職員の給与に関する規則
昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第６号
（会計年度任用学校職員に係る長野市立学校職員の給与に関する条例等の規定の適用についての技術的読替え）
第14条　略
２　略
３　条例第18条の５第２項の規定による会計年度任用職員給与条例の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><th>読み替える会計年度任用職員給与条例の規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr>
<tr><td>第22条第１項</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第23条第２項</td><td>長野市職員等の旅費支給条例（昭和41年長野市条例第27号）</td><td>長野市立学校職員等の旅費に関する条例（昭和41年長野市条例第97号）</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>